

今日のテーマ

合理的な借入金対策



役員が加入する生命保険の加入目的は、借入金に対する保障確保のために大きな部分を占めますが、必要最低限の保障のみで保険料負担を抑えたいと考えている経営者は少なくありません。そこで今回は収入保障保険を活用し、合理的な保障を選択する方法をご紹介します。

【収入保障保険の3つの特長】

1. 債務返済期間中の万一を保障

経営者が万一の際、借入金の返済資金をカバーします。

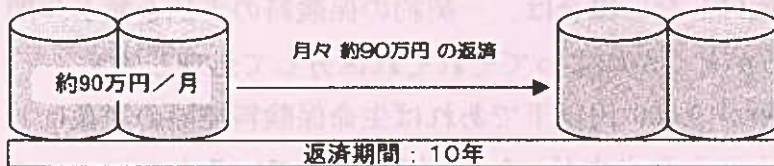
2. 元本返済額に応じて保障額が逡減

受取金額は債務残高（経過年数）に応じて減少していくため、必要な受取額が割安な保険料で得られます。

3. 一括で受取可能

年金受取に代えて、将来お受け取りになる年金の現価を一時金として請求することができます。

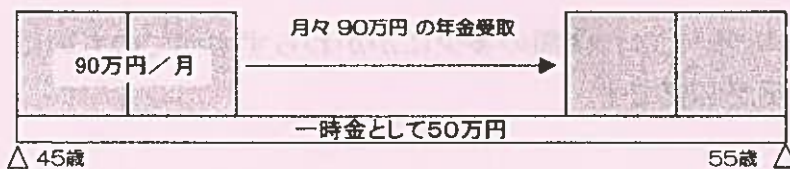
【借入金の返済イメージ】



<返済例>

借入金：9,320万円
 年利：3%（10年固定）
 返済期間：10年
 元利均等返済
 毎月返済額：899,946円

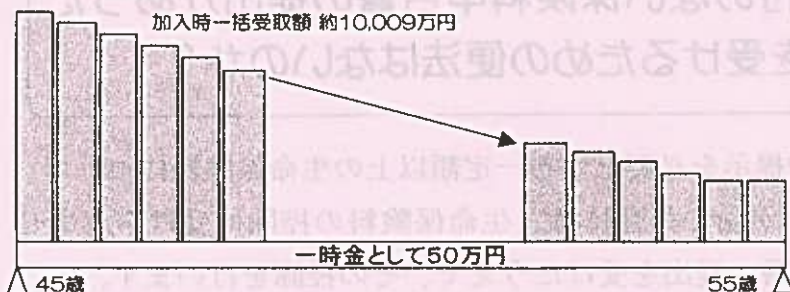
【収入保障保険の分割受取のイメージ】



<契約例>

被保険者：45歳男性
 保険期間：55歳満了
 定期保険：50万円
 収入保障特約（定額・2年）
 ：90万円
 月払保険料：20,114円

【収入保障保険の一括受取のイメージ】



<契約例>

被保険者：45歳男性
 保険期間：55歳満了
 定期保険：50万円
 収入保障特約（定額・2年）
 ：90万円
 月払保険料：20,114円

上記のように、①「返済期間と保険期間を合わせる」、②「返済金額と保障年金額を合わせる」ことで、必要な部分だけの保障を合理的に加入できます。

例示のケース、「45歳男性：当初保障約1億円」での月払保険料は、「20,114円」となります。

今回は経営者の方の借入金の課題に対応できる収入保障保険を取り上げてみました。実際にご自身のケースに置き換えて考えてみるとよいでしょう。具体的なご相談に応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。



担当：渋谷洋子